

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成24年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

勅地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和47年鳥取県告示第1066号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
東伯郡琴浦町大字勅字堀66-1	1号
東伯郡琴浦町大字勅字小谷峰359-38	2号
東伯郡琴浦町大字勅字小谷峰359-14	3号
東伯郡琴浦町大字勅字城山361	4号
東伯郡琴浦町大字勅字城山365-2	5号
東伯郡琴浦町大字勅字城山365-3	6号
東伯郡琴浦町大字勅字河原田258-10地先	7号
東伯郡琴浦町大字勅字西河原田147-3	8号
東伯郡琴浦町大字勅字西河原田147-1	9号